

第 32 号
改訂番号 5
川崎重工業株式会社
川崎式 BK117 型
川崎式 BK117A-3 型
川崎式 BK117A-4 型
川崎式 BK117B-1 型
川崎式 BK117B-2 型
川崎式 BK117C-1 型
川崎式 BK117C-2 型
平成 21 年 5 月 27 日

我が国の航空法及び同法施行規則の耐空性要件を満足するものとして、ここに型式証明第 32 号の航空機に関するデータシートを発行する。

1. 川崎式 BK117 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 昭和 57 年 12 月 17 日承認)

製造者：ライカミング
型式承認番号：－
型式名：ライカミング式 LTS101-650B-1 型
搭載発動機数：2

飛行規程参照。

[illegible][illegible]

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	T O T ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	70.8 (51.3) 70.8 (51.3)	102.7 (49159) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	782 763
片発不作動時 (OEI) 2.5 分間定格出力 30 分間定格出力 連続最大出力	100 (71.6) 91.4 (65.6) 82.8 (59.7)	105.6 (50548) 104.8 (50169) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120) 102 (6120)	832 796 763
過渡時出力 (最大 12 秒)	—	105.6(50548)	106(6365)	843
始動時 (最大 12 秒)	—	—	—	899

発動機その他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小 全備重量 2,000 kg 未満 全備重量 2,000 kg～2,850 kg	98 (376) 98 (376)	80 (307) 85 (326)
連続最大	102 (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態	106 (406)	110 (422)
5 分間制限出力	106 (406)	—

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

2,850 kg : STA 4415 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670 mm

2,850 kg : STA 4565 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 2,850 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時 : 8 席

(乗員/乗客用座席 2 名 + 前部乗客用座席 3 名 + 後部乗客用座席 3 名)

乗客用 8 人座席装備時 : 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 側部乗客用座席 2 席 + 後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時 : 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 後向き席 3 席 + 横向き席 3 席 × 2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度 : 600 kg/m²

許容最大積載重量 : 1,200 kg (モーメント : 飛行規程参照。)

隔壁より前部の区画 : 950 kg

隔壁より後部の区画 : 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量 : 607.6 liter (486.1 kg)*

メインタンク全 容 量 : 505.2 liter (404.2 kg)

サブ・ライタンク 1 全 容 量 : 51.7 liter (41.3 kg)

サブ・ライタンク 2 全 容 量 : 50.7 liter (40.6 kg)

使用可能容量 : 598.0 liter (478.4 kg)*
メインタンク使用可能容量 : 501.4 liter (401.1 kg)
サブタンク 1 使用可能容量 : 48.8 liter (39.0 kg)
サブタンク 2 使用可能容量 : 47.8 liter (38.3 kg)
使用不能容量 : 9.6 liter (7.7 kg)
メインタンク使用不能容量 : 3.8 liter (3.1 kg)
サブタンク 1 使用不能容量 : 2.9 liter (2.3 kg)
サブタンク 2 使用不能容量 : 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント : 飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発動機滑油容量 : 2×4.3 liter (4.4 kg) (モーメント : 39,486 kg・mm)
使用可能容量 : 2×3.9 liter (4.0 kg)
使用不能容量 : 2×0.4 liter (0.4 kg)
メイン・トランスミッション滑油容量 : 12.5 liter (12.6 kg) (モーメント : 56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置

レベルング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号

1005 及び 1013 号機。

2. 川崎式 BK117A-3 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 昭和 60 年 6 月 14 日承認)

(1) 発動機

製造者 : ライカミング
型式承認番号 : -

型 式 名：ライカミング式 LTS101-650B-1 型

搭載発動機数：2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	T O T ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	70.8 (51.3) 70.8 (51.3)	102.7 (49159) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	782 763
片発不作動時 (OEI) 2.5 分間定格出力 30 分間定格出力 連続最大出力	100 (71.6) 91.4 (65.6) 82.8 (59.7)	105.6 (50548) 104.8 (50169) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120) 102 (6120)	832 796 763
過渡時出力 (最大 12 秒)	—	105.6(50548)	106(6365)	843
始動時 (最大 12 秒)	—	—	—	899

発動機のその他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小 全備重量 2,000 kg 未満 全備重量 2,000 kg～3,200 kg	98 (376) 98 (376)	80 (307) 85 (326)
連続最大	102 (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態	106 (406)	110 (422)
5 分間制限出力	106 (406)	—

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

3,200 kg : STA 4447 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670 mm

3,200 kg : STA 4533 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

2,850 kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

2,850 kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,200 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時 : 8 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 後部乗客用座席 3 席)

乗客用 8 人座席装備時 : 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 側部乗客用座席 2 席 + 後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時 : 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 後向き席 3 席 + 横向き席 3 席 × 2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度 : 600 kg/m²

許容最大積載重量 : 1,200 kg (モーメント : 飛行規程参照。)

隔壁より前部の区画 : 950 kg

隔壁より後部の区画 : 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量 : 607.6 liter (486.1 kg)*

メインタンク全容量	: 505.2 liter (404.2 kg)
サブライタンク 1 全容量	: 51.7 liter (41.3 kg)
サブライタンク 2 全容量	: 50.7 liter (40.6 kg)
使用可能容量	: 598.0 liter (478.4 kg)*
メインタンク使用可能容量	: 501.4 liter (401.1 kg)
サブライタンク 1 使用可能容量	: 48.8 liter (39.0 kg)
サブライタンク 2 使用可能容量	: 47.8 liter (38.3 kg)
使用不能容量	: 9.6 liter (7.7 kg)
メインタンク使用不能容量	: 3.8 liter (3.1 kg)
サブライタンク 1 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)
サブライタンク 2 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント：飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発動機滑油容量	: 2×4.3 liter (4.4 kg)	(モーメント：39,486 kg・mm)
使用可能容量	: 2×3.9 liter (4.0 kg)	
使用不能容量	: 2×0.4 liter (0.4 kg)	
メイン・トランスミッション滑油容量	: 12.5 liter (12.6 kg)	(モーメント：56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置

レベルリング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号

1001～1004、1008 及び 1010 号機。

3. 川崎式 BK117A-4 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 昭和 61 年 8 月 29 日承認)

(1) 発動機

製 造 者 : ライカミング

型式承認番号 : -

型 式 名 : ライカミング式 LTS101-650B-1 型

搭載発動機数 : 2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	TOT ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	82.8 (59.7) 70.8 (51.3)	102.7 (49159) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	782 763
片発不作動時 (OEI) 2.5 分間定格出力 30 分間定格出力 連続最大出力	100 (71.6) 91.4 (65.6) 82.8 (59.7)	105.6 (50548) 104.8 (50169) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120) 102 (6120)	832 796 763
過渡時出力 (最大 12 秒)	—	105.6(50548)	106(6365)	843
始動時 (最大 12 秒)	—	—	—	899

発動機のその他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小 全備重量 2,000 kg 未満 全備重量 2,000 kg～3,200 kg	98 (376) 98 (376)	80 (307) 85 (326)
連続最大	102 (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態	106 (406)	110 (422)
5 分間制限出力	106 (406)	—

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

3,200 kg : STA 4447 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670 mm

3,200 kg : STA 4533 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

2,850 kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

2,850 kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,200 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航及び IFR 運航でシングル・パイロット IFR キットを装備の場合。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時 : 8 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 後部乗客用座席 3 席)

乗客用 8 人座席装備時 : 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 側部乗客用座席 2 席 + 後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時 : 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 後向き席 3 席 + 横向き席 3 席 × 2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度 : 600 kg/m²

許容最大積載重量 : 1,200 kg (モーメント : 飛行規程参照。)

隔壁より前部の区画 : 950 kg

隔壁より後部の区画 : 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量 : 607.6 liter (486.1 kg)*

メインタンク全容量 : 505.2 liter (404.2 kg)

サブタンク 1 全容量 : 51.7 liter (41.3 kg)

サブタンク 2 全容量 : 50.7 liter (40.6 kg)

使用可能容量 : 598.0 liter (478.4 kg)*

メインタンク使用可能容量 : 501.4 liter (401.1 kg)

サブタンク 1 使用可能容量 : 48.8 liter (39.0 kg)

サブタンク 2 使用可能容量 : 47.8 liter (38.3 kg)

使用不能容量 : 9.6 liter (7.7 kg)

メインタンク使用不能容量 : 3.8 liter (3.1 kg)

サブタンク 1 使用不能容量 : 2.9 liter (2.3 kg)

サブタンク 2 使用不能容量 : 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント : 飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発動機滑油容量 : 2×4.3 liter (4.4 kg) (モーメント : 39,486 kg・mm)

使用可能容量 : 2×3.9 liter (4.0 kg)

使用不能容量 : 2×0.4 liter (0.4 kg)

メイン・トランスミッション滑油容量 : 12.5 liter (12.6 kg) (モーメント : 56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置

レベルング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号

1014、1016、1020、1023 及び 1024 号機。

4. 川崎式 BK117B-1 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 昭和 63 年 3 月 31 日承認)

(1) 発動機

製 造 者：ライカミング

型式承認番号：－

型 式 名：ライカミング式 LTS101-750B-1 型

搭載発動機数：2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	T O T ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	82.8 (59.7) 70.8 (51.3)	102.7 (49159) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	786 765
片発不作動時 (OEI) 2.5 分間定格出力 30 分間定格出力 連続最大出力	100 (71.6) 91.4 (65.6) 82.8 (59.7)	105.6 (50548) 104.8 (50169) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120) 102 (6120)	836 800 765
過渡時出力 (最大 12 秒)	—	105.6(50548)	106(6365)	847
始動時 (最大 12 秒)	—	—	—	899

発動機のその他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小 全備重量 2,000 kg 未満	98 (376)	80 (307)
全備重量 2,000 kg～3,200 kg	98 (376)	85 (326)
連続最大	102 (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態	106 (406)	110 (422)
5 分間制限出力	106 (406)	—

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

3,200 kg : STA 4447 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670mm

3,200 kg : STA 4533mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

2,850 kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

2,850 kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,200 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航及び IFR 運航でシングル・パイロット IFR キットを装備の場合。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時 : 8 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 後部乗客用座席 3 席)

乗客用 8 人座席装備時 : 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 側部乗客用座席 2 席 + 後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時 : 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 後向き席 3 席 + 横向き席 3 席 × 2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度	: 600 kg/m ²
許容最大積載重量	: 1,200 kg (モーメント : 飛行規程参照。)
隔壁より前部の区画	: 950 kg
隔壁より後部の区画	: 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量	: 607.6 liter (486.1 kg)*
メインタンク全容量	: 505.2 liter (404.2 kg)
サブライタンク 1 全容量	: 51.7 liter (41.3 kg)
サブライタンク 2 全容量	: 50.7 liter (40.6 kg)
使用可能容量	: 598.0 liter (478.4 kg)*
メインタンク使用可能容量	: 501.4 liter (401.1 kg)
サブライタンク 1 使用可能容量	: 48.8 liter (39.0 kg)
サブライタンク 2 使用可能容量	: 47.8 liter (38.3 kg)
使用不能容量	: 9.6 liter (7.7 kg)
メインタンク使用不能容量	: 3.8 liter (3.1 kg)
サブライタンク 1 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)
サブライタンク 2 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント : 飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発動機滑油容量	: 2×4.3 liter (4.4 kg) (モーメント : 39,486 kg・mm)
使用可能容量	: 2×3.9 liter (4.0 kg)
使用不能容量	: 2×0.4 liter (0.4 kg)
メイン・トランスミッション滑油容量	: 12.5 liter (12.6 kg) (モーメント : 56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置

レベルング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号

1012、1025～1027、1030、1032、1033、1035、1037、1039～1041、1044、1047、
1049～1056、1058、1060、1061、1064、1066～1071、1075、1078、1080、1082～
1084、1089 及び 1096 号機。

5. 川崎式 BK117B-2 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 平成 5 年 3 月 18 日承認)

(1) 発動機

製 造 者：ライカミング

型式承認番号：－

型 式 名：ライカミング式 LTS101-750B-1 型

搭載発動機数：2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	T O T ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	82.8 (59.7) 70.8 (51.3)	102.7 (49159) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	786 765
片発不作動時 (OEI) 2.5 分間定格出力	100 (71.6) *1 125 (89.0) *2	105.6 (50548)	102 (6120)	836
30 分間定格出力 連続最大出力	91.4 (65.6) 82.8 (59.7)*1 91.4 (65.6)*2	104.8 (50169) 102.7 (49159)	102 (6120) 102 (6120)	800 765
過渡時出力 (最大 12 秒)	—	105.6(50548)	106(6365)	847
始動時 (最大 12 秒)	—	—	—	899

*1) 機体製造番号 1116 迄で KSB-117-125 を未実施の機体。

*2) 機体製造番号 1117 以降 及び KSB-117-125 を実施済の機体。

発動機その他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小		
全備重量 2,000 kg 未満	98 (376)	80 (307)
全備重量 2,000 kg～3,350 kg	98 (376)	85 (326)
連続最大	102 (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態	106 (406)	110 (422)
5 分間制限出力	106 (406)	—

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

3,350 kg : STA 4400 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670 mm

3,350 kg : STA 4520 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

2,850kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

2,850kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,350 kg

(9) 最小乗組員数

- 1 名（右座席に限る）：VFR 運航及び IFR 運航でシングル・パイロット IFR キットを装備の場合。
2 名：IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時： 8 席

（乗員/乗客用座席 2 席＋前部乗客用座席 3 席＋後部乗客用座席 3 席）

乗客用 8 人座席装備時： 10 席

（乗員/乗客用座席 2 席＋前部乗客用座席 3 席＋側部乗客用座席 2 席＋後部乗客用座席 3 席）

ハイ・デンシティ・シート装備時： 11 席

（乗員/乗客用座席 2 席＋後向き席 3 席＋横向き席 3 席×2）

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度： 600 kg/m²

許容最大積載重量： 1,200 kg（モーメント：飛行規程参照。）

隔壁より前部の区画： 950 kg

隔壁より後部の区画： 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量： 607.6 liter (486.1 kg)*

メインタンク全 容 量： 505.2 liter (404.2 kg)

サブ・ライタンク 1 全 容 量： 51.7 liter (41.3 kg)

サブ・ライタンク 2 全 容 量： 50.7 liter (40.6 kg)

使 用 可 能 容 量： 598.0 liter (478.4 kg)*

メインタンク使用可能容量： 501.4 liter (401.1 kg)

サブ・ライタンク 1 使用可能容量： 48.8 liter (39.0 kg)

サブ・ライタンク 2 使用可能容量： 47.8 liter (38.3 kg)

使 用 不 能 容 量： 9.6 liter (7.7 kg)

メインタンク使用不能容量： 3.8 liter (3.1 kg)

サブ・ライタンク 1 使用不能容量： 2.9 liter (2.3 kg)

サブ・ライタンク 2 使用不能容量： 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント：飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発 動 機 滑 油 容 量： 2×4.3 liter (4.4 kg)（モーメント：39,486 kg・mm）

使 用 可 能 容 量： 2×3.9 liter (4.0 kg)

使用不能容量 : 2×0.4 liter (0.4 kg)
メイン・トランスミッション滑油容量 : 12.5 liter (12.6 kg) (モーメント : 56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度
飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置
前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置
レベリング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲
メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号
1006、1009、1011、1015、1017～1019、1021、1022、1028、1029、1031、1034、
1042、1043、1045、1046、1048、1057、1059、1062、1063、1065、1072～1074、
1076、1077、1081、1086～1088、1090～1095、1097～1099、1101～1103、1105、
1109、1113～1115 及び 1117～1119 号機。

6. 川崎式 BK117C-1 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は輸送 TB 級 平成 7 年 6 月 8 日承認)

(1) 発動機

製造者 : ツルボメカ
型式承認番号 : 第 636 号 (平成 15 年 10 月 28 日付。ただし、その後の変更を含む。)
型式名 : ツルボメカ式アリエル 1E2 型
搭載発動機数 : 2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	T O T ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間) 連続最大出力	82.8 (59.7) 70.8 (51.3)	102 (52835) 100.3 (51955)	102 (6120)* 102 (6120)*	845 845
片発不作動時 (OEI) 過渡時出力 (最大 20 秒) 2.5 分間定格出力 連続最大出力	— 125 (89.0) 91.4 (65.6)	107.5 (55685) 103.3 (53509) 102 (52835)	— 102 (6120) 102 (6120)	920 885 845
始動時	—	—	—	785
始動過渡時 (最大 5 秒)	—	—	—	865

*気圧高度が 8,000ft 以上で、かつ対気速度が 55KIAS 以下の場合、104%
発動機のその他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小 全備重量 2,000 kg 未満 全備重量 2,000 kg～3,350 kg	98 (376) 98 (376)	80 (307) 85 (326)
連続最大	102* (391)	104 (399)
最小過渡状態	85 (326)	—
最大過渡状態 (最大 12 秒) 2x30%トルクを越える場合 2x30%トルク未満の場合	106 (406) 110 (422)	— 110 (422)

*気圧高度が 8,000ft 以上で、かつ対気速度が 55KIAS 以下の場合、104%

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4375 mm

2,000 kg : STA 4337 mm

3,350 kg : STA 4440 mm

後方向許容重心位置

1,700 kg : STA 4670 mm

3,350 kg : STA 4520 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

2,850 kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

2,850 kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,350 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航及び IFR 運航でシングル・パイロット IFR キットを装備の場合。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時 : 8 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 後部乗客用座席 3 席)

乗客用 8 人座席装備時 : 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 前部乗客用座席 3 席 + 側部乗客用座席 2 席 + 後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時 : 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席 + 後向き席 3 席 + 横向き席 3 席 × 2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度 : 600 kg/m²

許容最大積載重量 : 1,200 kg (モーメント : 飛行規程参照。)

隔壁より前部の区画 : 950 kg

隔壁より後部の区画 : 250 kg

(12) 燃料容量

全 容 量 : 607.6 liter (486.1 kg)*

メインタンク全 容 量 : 505.2 liter (404.2 kg)

サブライタンク 1 全容量	: 51.7 liter (41.3 kg)
サブライタンク 2 全容量	: 50.7 liter (40.6 kg)
使用可能容量	: 598.0 liter (478.4 kg)*
メインタンク使用可能容量	: 501.4 liter (401.1 kg)
サブライタンク 1 使用可能容量	: 48.8 liter (39.0 kg)
サブライタンク 2 使用可能容量	: 47.8 liter (38.3 kg)
使用不能容量	: 9.6 liter (7.7 kg)
メインタンク使用不能容量	: 3.8 liter (3.1 kg)
サブライタンク 1 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)
サブライタンク 2 使用不能容量	: 2.9 liter (2.3 kg)

モーメント：飛行規程参照。

*80kg 燃料増槽装置を装備した場合、全容量は 720.8 liter (576.6 kg)、使用可能容量は 709.5 liter (567.6 kg)となる。

(13) 滑油容量

発動機滑油容量	: 2×4.3 liter (4.4 kg)	(モーメント：39,486 kg・mm)
使用可能容量	: 2×3.9 liter (4.0 kg)	
使用不能容量	: 2×0.4 liter (0.4 kg)	
メイン・トランスミッション滑油容量	: 12.5 liter (12.6 kg)	(モーメント：56,448 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面 (STA.0) は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

(16) 水平基準位置

レベルング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

(17) 操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

(18) 製造者の製造番号

1036、1038、1079、1100、1104、1106、1108、1110～1112、1116 及び 1120～1133 号機。

7. 川崎式 BK117C-2 型 (回転翼航空機 輸送 TA 級又は TB 級 平成 13 年 3 月 30 日承認)

(1) 発動機

製 造 者：ツルボメカ

型式承認番号：第 636 号（平成 15 年 10 月 28 日付。ただし、その後の変更を含む。）

型 式 名：ツルボメカ式アリエル 1E2 型

搭載発動機数：2

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界及びトランスミッション・トルク限界

	トランスミッション・ トルク限界	発動機限界		
	トルク % (kg・m)	N1 回転速度 (ガス・プロデューサ) % (RPM)	N2 回転速度 (出力軸) % (RPM)	TOT ℃
両発動機作動時 離陸出力 (5 分間)	83 (59.7) *3 88 (63.0) *4	*5	*1	845
連続最大出力	71 (51.3)	*6	*1	845
片発不作動時 (OEI)				
2.5 分間定格出力	125 (89.0)	*7	101(6060) *2	885
連続最大出力	91.5 (65.6)	*8	101(6060) *2	845
始動時	—	—	—	785
始動過渡時 (最大 5 秒)	—	—	—	865

*1) 96%(5760)～104%(6240)。

*2) 密度高度が 6,500ft 以上で、かつ対気速度が 55KIAS 未満の場合、104%

*3) 機体製造番号 4002、4003、4005、4006 で KSB-117-205 を未実施の機体。

*4) 機体製造番号 4001、4004、4007 以降 及び KSB-117-205 を実施済の機体。

*5) 100.2%(51904)～101.9%(52784)

*6) 98.8%(51178)～100.0%(51800)

*7) 101.8%(52732)～103.3%(53509)

*8) 100.2%(51904)～101.9%(52784)

発動機のその他の制限については飛行規程参照。

(4) 回転翼速度限界

	パワー・オン % (RPM)	パワー・オフ % (RPM)
連続最小		
全備重量 2,000 kg 以下	96 (368)	80 (307)
全備重量 2,000 kg～3,585 kg	96 (368)	85 (326)
連続最大	104 (399)	104 (399)
最小過渡状態 (最大 20 秒)	85 (326)	—
最大過渡状態 (最大 12 秒)	106 (406)	110 (422)

(5) 対気速度限界(IAS)

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 278 km/h (150 kt) (パワー・オン)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

最大超過禁止速度 (Max. V_{NE}) : 167 km/h (90 kt) (パワー・オフ)

全備重量、高度及び外気温度に対する各対気速度限界については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

縦方向許容重心位置限界

前方向許容重心位置

2,000 kg : STA 4337 mm

3,585 kg : STA 4377 mm

後方向許容重心位置

1,750 kg : STA 4667 mm

3,585 kg : STA 4544 mm

許容重心位置は各 STA を直線で結んだ範囲内。

横方向許容重心位置限界

3,000 kg 以下 : 機体中心線から左又は右方向に 100 mm 以内。

3,000 kg を越える場合 : 機体中心線から左又は右方向に 80 mm 以内。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし。

(8) 最大重量

最大全備重量 : 3,585 kg

(9) 最小乗組員数

1 名 (右座席に限る) : VFR 運航及び IFR 運航でシングル・パイロット IFR キットを装備の場合。

2 名 : IFR 運航でデュアル・パイロット IFR キットを装備の場合。

(10) 座席数

標準座席装備時： 2 席

(乗員/乗客用座席 2 席)

乗客用座席装備時： 10 席

(乗員/乗客用座席 2 席＋前部乗客用座席 3 席＋側部乗客用座席 2 席＋後部乗客用座席 3 席)

ハイ・デンシティ・シート装備時： 11 席

(乗員/乗客用座席 2 席＋後向き席 3 席＋横向き席 3 席×2)

(11) 最大荷物搭載重量

許容最大床面強度： 600 kg/m²

許容最大積載重量： 1,400 kg (モーメント：飛行規程参照。)

(12) 燃料容量

全 容 量： 879.2 liter (703.3 kg)

メインタンク全 容 量： 740.6 liter (592.5 kg)

サブ・ライタンク左全 容 量： 64.3 liter (51.4 kg)

サブ・ライタンク右全 容 量： 74.3 liter (59.4 kg)

使 用 可 能 容 量： 866.2 liter (692.9 kg)

メインタンク使用可能容量： 736.4 liter (589.1 kg)

サブ・ライタンク左使用可能容量： 60.5 liter (48.4 kg)

サブ・ライタンク右使用可能容量： 69.3 liter (55.4 kg)

使 用 不 能 容 量： 13.0 liter (10.4 kg)

メインタンク使用不能容量： 4.2 liter (3.4 kg)

サブ・ライタンク左使用不能容量： 3.8 liter (3.0 kg)

サブ・ライタンク右使用不能容量： 5.0 liter (4.0 kg)

モーメント：飛行規程参照。

(13) 滑油容量

発 動 機 滑 油 容 量： 2×4.3 liter (4.4 kg) (モーメント：39,486 kg・mm)

使 用 可 能 容 量： 2×3.9 liter (4.0 kg)

使 用 不 能 容 量： 2×0.4 liter (0.4 kg)

メイン・トランスミッション滑油容量： 12.5 liter (12.6 kg) (モーメント：56,536 kg・mm)

(14) 最大運用高度

飛行規程参照。

(15) 機軸基準位置

前後方向重心位置の基準面（STA.0）は、機体前後軸に直交する垂直面で、メイン・ローター・ハブ中心点の前方 4430 mm 位置にある仮想平面である。

（16）水平基準位置

レベルリング方法はメンテナンス・マニュアル参照。

（17）操舵範囲

メンテナンス・マニュアル参照。

（18）製造者の製造番号

4001～4013 号機。

全型式共通項目

（1）型式証明基準（Certification Basis）

型式証明番号：第 32 号

型式証明の発行日（初回）

BK117 : 昭和 57 年 12 月 17 日

BK117A-3 : 昭和 60 年 6 月 14 日

BK117A-4 : 昭和 61 年 8 月 29 日

BK117B-1 : 昭和 63 年 3 月 31 日

BK117B-2 : 平成 5 年 3 月 18 日

BK117C-1 : 平成 7 年 6 月 8 日

BK117C-2 : 平成 13 年 3 月 30 日

型式証明の申請日

BK117 : 昭和 52 年 4 月 18 日

BK117A-3 : 昭和 59 年 8 月 27 日

BK117A-4 : 昭和 60 年 6 月 14 日

BK117B-1 : 昭和 61 年 8 月 29 日

BK117B-2 : 平成 4 年 4 月 22 日

BK117C-1 : 平成 5 年 3 月 18 日

BK117C-2 : 平成 9 年 11 月 4 日

BK117 及び BK117A-3 :

- ・航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）

- ・ 耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、昭和 56 年 11 月 11 日付け空検第 650 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-16）ただし、以下に示す変更及び追加を適用する。
 - ① 3 軸 CSAS を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関しては、昭和 59 年 9 月 25 日付け空検第 403 号による。
 - ② 耐空性審査要領附則 II（平成 7 年 4 月 17 日付け空機第 1400 号により改正されたもの）
 - ・ 川崎式 BK117 ヘリコプターに関する特別要件について（昭和 57 年 2 月 22 日付け空検第 39 号）
 - ① 出力点検方法（第 1 項）
 - ② 発動機故障警報装置（第 2 項）
 - ③ タービン発動機の抽気系統（第 3 項）
 - ④ 1 発動機不作動時連続最大出力（第 4 項）
 - ⑤ 構造及び搭乗者に対する雷撃防止（第 5 項）
 - ・ 航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」 「適用外」
 - ・ 航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」第 1 章（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）
- 注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

BK117A-4 :

- ・ 航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）
- ・ 耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、昭和 56 年 11 月 11 日付け空検第 650 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-16）ただし、以下に示す変更及び追加を適用する。
 - ① 3 軸 CSAS を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関しては、昭和 59 年 9 月 25 日付け空検第 403 号による。
 - ② オートパイロット装置を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関し、要領の一部を変更する。FAR Part29 Section 29.141(c) (Amdt.29-21) 、29.671(c)、29.672、29.673 及び 29.1329(a)/(e)（以上 Amdt.29-24）ならびに Appendix B (Amdt.29-21) に準拠する。
 - ③ 耐空性審査要領附則 II（平成 7 年 4 月 17 日付け空機第 1400 号により改正されたもの）

- ・川崎式 BK117 ヘリコプターに関する特別要件について（昭和 57 年 2 月 22 日付け空検第 39 号）

- ① 出力点検方法（第 1 項）
- ② 発動機故障警報装置（第 2 項）
- ③ タービン発動機の抽気系統（第 3 項）
- ④ 1 発動機不作動時連続最大出力（第 4 項）
- ⑤ 構造及び搭乗者に対する雷撃防止（第 5 項）

- ・航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」 「適用外」
- ・航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」第 1 章（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

BK117B-1 :

- ・航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）
- ・耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、昭和 56 年 11 月 11 日付け空検第 650 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-16）ただし、以下に示す変更及び追加を適用する。

- ① 制限高度－速度包囲線に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-21 Section 29.1(e)/(f)、29.79(a)、29.1517 及び 29.1587(b)(6)に準拠する。
- ② 3 軸 CSAS を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関しては、昭和 59 年 9 月 25 日付け空検第 403 号による。
- ③ オートパイロット装置を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関し、要領の一部を変更する。FAR Part29 Section 29.141(c) (Amdt.29-21)、29.671(c)、29.672、29.673 及び 29.1329(a)/(e)（以上 Amdt.29-24）ならびに Appendix B (Amdt.29-21) に準拠する。
- ④ 耐空性審査要領附則 II（平成 7 年 4 月 17 日付け空機第 1400 号により改正されたもの）

- ・川崎式 BK117 ヘリコプターに関する特別要件について（昭和 57 年 2 月 22 日付け空検第 39 号）

- ① 出力点検方法（第 1 項）
- ② 発動機故障警報装置（第 2 項）
- ③ タービン発動機の抽気系統（第 3 項）
- ④ 1 発動機不作動時連続最大出力（第 4 項）

⑤ 構造及び搭乗者に対する雷撃防止（第 5 項）

- ・ 航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」 「適用外」
- ・ 航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」第 1 章（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

BK117B-2 :

- ・ 航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）
- ・ 耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、昭和 56 年 11 月 11 日付け空検第 650 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-16）ただし、以下に示す変更及び追加を適用する。
 - ① 制限高度－速度包囲線に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-21 Section 29.1(e)/(f)、29.79(a)、29.1517 及び 29.1587(b)(6)に準拠する。
 - ② 3 軸 CSAS を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関しては、昭和 59 年 9 月 25 日付け空検第 403 号による。
 - ③ オートパイロット装置を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関し、要領の一部を変更する。FAR Part29 Section 29.141(c) (Amdt.29-21)、29.671(c)、29.672、29.673 及び 29.1329(a)/(e)（以上 Amdt.29-24）並びに Appendix B (Amdt.29-21) に準拠する。
 - ④ 「操縦性及び運動性」及び「性能資料」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-24 Section 29.143(c)、29.1587(b)(1)/(b)(8)に準拠する。
 - ⑤ OEI 定格出力の向上（機体製造番号 1117 以降及び KSB-117-125 実施済みの機体）について、「性能」、「回転翼駆動系統」及び「冷却」に係る要領の一部を平成 9 年 12 月 24 日付け空機第 1459 号により変更する。FAR Part29 Section 29.75(b)(6)/(c)(2)、29.927(b)/(d)/(e)（以上 Amdt.29-17）、29.45(b)(2)/(c)(2)/(f)、29.59(c)、29.77(c)（以上 Amdt.29-24）、29.67(b)、29.923(k)、29.1045(c)及び 29.1047(a)(4)（以上 Amdt.29-26）に準拠する。
 - ⑥ 耐空性審査要領附則 II（平成 7 年 4 月 17 日付け空機第 1400 号により改正されたもの）
- ・ 川崎式 BK117 ヘリコプターに関する特別要件について（昭和 57 年 2 月 22 日付け空検第 39 号） ただし、OEI 定格出力の向上（機体製造番号 1117 以降及び KSB-117-125 実施済みの機体）については、特別要件第 1 項及び第 4 項を適用しない。
 - ① 出力点検方法（第 1 項）

- ② 発動機故障警報装置（第 2 項）
- ③ タービン発動機の抽気系統（第 3 項）
- ④ 1 発動機不作動時連続最大出力（第 4 項）
- ⑤ 構造及び搭乗者に対する雷撃防止（第 5 項）

・航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」第 5 章（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章と同一である。

・航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」第 1 章（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

BK117C-1 :

- ・航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）
- ・耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、昭和 56 年 11 月 11 日付け空検第 650 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-16）ただし、以下に示す変更及び追加を適用する。

- ① 制限高度－速度包囲線に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-21 Section 29.1(e)/(f)、29.79(a)、29.1517 及び 29.1587(b)(6) に準拠する。
- ② 3 軸 CSAS を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関しては、昭和 59 年 9 月 25 日付け空検第 403 号による。
- ③ オートパイロット装置を使用した「計器飛行方式による飛行」及び「計器飛行」に関し、要領の一部を変更する。FAR Part29 Section 29.141(c) (Amdt.29-21)、29.671(c)、29.672、29.673 及び 29.1329(a)/(e)（以上 Amdt.29-24）ならびに Appendix B (Amdt.29-21) に準拠する。
- ④ 「操縦性及び運動性」及び「性能資料」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-24 Section 29.143(c) に準拠する。
- ⑤ 「性能」、「駆動系統」、「吸気系統」及び「消火系統」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-17 Section 29.75(b)(6)、29.927(b)/(d)/(e)、29.1091(a)/(f)(1)、29.1103(d)及び 29.1195(d) に準拠する。
- ⑥ 「性能」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-24 Section 29.45(b)(2)/(c)(2)/(f)、29.59(c)、29.77(c) に準拠する。

- ⑦ 「性能」、「動力装備」、「回転翼駆動系統」、「燃料系統」、「冷却」、「吸気系統」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-26 Section 29.67(b)、29.901(b)(2)/(b)(6)、29.903(a)/(b)(2)/(c)(3)、29.908(a)、29.923(k)(2)、29.955(a)(1)、29.961、29.1041(a)/(c)、29.1043(a)(5)、29.1045(c)、29.1047(a)(4)及び29.1093(b) に準拠する。
 - ⑧ 耐空性審査要領附則Ⅱ（平成 7 年 4 月 17 日付け空機第 1400 号により改正されたもの）
 - ・ 川崎式 BK117 ヘリコプターに対する特別要件について（昭和 57 年 2 月 22 日付け空検第 39 号）
 - ① 出力点検方法（第 1 項）
 - ② 発動機故障警報装置（第 2 項）
 - ③ タービン発動機の抽気系統（第 3 項）
 - ④ 構造及び搭乗者に対する雷撃防止（第 5 項）
 - ・ 航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」「第 5 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章が適用される航空機」（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）
- 注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章と同一である。
- ・ 航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」「第 1 章 航空機の発動機の排出燃料の基準」（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）
- 注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

BK117C-2 :

- ・ 航空法施行規則 附属書第 1「航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」（昭和 35 年 12 月 28 日付け運輸省令第 45 号。ただし、その後の改正を含む。）
- ・ 耐空性審査要領第 V 部（昭和 41 年 10 月 20 日付け空検第 381 号。ただし、平成 10 年 5 月 22 日付け空機第 557 号までの改正を含む。）（FAR Part29 Amdt.29-1～29-40）ただし、以下に示す変更及び同等の安全性を適用する。

- ① 「主要構造部分」、「疲労」、「火災防止」、「動力装備の一般」、「回転翼駆動系統」、「滑油系統」、「動力装備の操作装置及び補機」、「動力装備の防火設備」、「装備の一般」及び「運用限界」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-16 Section 29.547*¹、29.571*²、29.863*³、29.901(c)、29.917、29.1011、29.1019(a)、29.1021、29.1163、29.1181、29.1183、29.1189、29.1309(b)/(d)/(e)*³、29.1521 に準拠する。
- *1 主回転翼羽根を除く
- *2 川崎式 BK117C-1 型から型式設計変更がない又は重要な型式設計変更のない部位
- *3 川崎式 BK117C-1 型から型式設計変更のない部位
- ② 「回転翼駆動系統」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-17 Section 29.927 に準拠する。
- ③ 「動力装備の一般」及び「回転翼駆動系統」に係る要領の一部を変更する。FAR Part29 Amdt.29-26 Section 29.903、29.923 に準拠する。
- ④ 「設計及び構造の一般」、「滑油系統」、「装備の一般」及び「計器の装備」に係る次の要領を適用除外とする。
- ・ 4-1-5A-4d 項 (FAR Part29 Section 29.610(d)(4)) (川崎式 BK117C-1 型から設計変更のないものであって必須の装備品として分類されるもの)
 - ・ 4-1-12A 項 (FAR Part29 Section 29.631) (センター・ビーム及びオーバーヘッド・パネル・カウリングを除く部位)
 - ・ 5-5-9、6-1-3-1u 及び w、6-2-8-5 項 (FAR Part29 Section 29.1027、29.1305(a)(21),(23)、29.1337(e))
- ⑤ 川崎式 BK117C-2 型に適用する任意装備品「ハイデンシティ・シート (P/N B252K2801-053 又は同等品)」に係る要領の一部を次のとおり変更する。ただし、この場合であっても、平成 10 年 5 月 22 日付け空機第 557 号までの改正を含めた基準 (FAR Part29 Amdt.29-40) により保護されている操縦者については、その安全性が著しく損なわれてはならない。
- ・ FAR Part29 Amdt.29-16 Section 29.561(b)/(c)、29.785 に準拠する。
 - ・ 3-7-2 項 (FAR Part29 Section 29.562) を適用除外とする。
- ⑥ 「乗客用非常脱出口」、「飛行計器及び航法計器」、「動力装置計器」及び「回転翼ブレーキ操作装置」に係る次の要領は、同等の安全性を有するものとする。
- ・ 4-6-10-1 d 項 (FAR Part29 Section 29.807(a)(4))
 - ・ 6-1-2 a 及び j 項 (FAR Part29 Section 29.1303(a)/(j))
 - ・ 7-3-5-2 項 (FAR Part29 Section 29.1549(b))
 - ・ 5-9-5-2 項 (FAR Part29 Section 29.1151(b))

・ 特別要件

- ① 高強度放射電磁界（HIRF）からの保護
- ② 複合材で設計された主要構造
- ③ タービン発動機の抽気系統

- ・ 航空法施行規則 附属書第 2「航空機の騒音の基準」「第 5 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章が適用される航空機」（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章と同一である。

- ・ 航空法施行規則 附属書第 3「航空機の発動機の排出物の基準」「第 1 章 航空機の発動機の排出燃料の基準」（平成 9 年 4 月 1 日付け運輸省令第 24 号。ただし、その後の改正を含む。）

注）上記の基準は国際民間航空条約の附属書 16 第 2 巻第 2 部と同一である。

(2) 製造基準

認定事業場 第 005 号。この認定事業場（川崎重工業株式会社）は、航空法第 20 条第 1 項第 2 号の規定による製造が認められている。

(3) 装備品

基本の必須装備品は、航空法又は同法施行規則で定められている適切な装備を航空機に搭載するよう定められている。

必須装備品及び型式証明において必要と判断された装備品は、部品表を参照。

(4) 注記

- 注 1) 現在の重量及びバランスは、使用者が航空局の承認された方法に従って重量及びバランスを取り直した場合を除き、航空機の最初の耐空証明時点から常時維持しなければならない。
- 注 2) ヘリコプターは航空局承認の飛行規程に従って操縦されなければならない。航空局承認の飛行規程、適切な運航規則又は型式証明基準（**Certification Basis**）により要求されている全てのプラカードをヘリコプターに掲示しなければならない。
- 注 3) 構成品の限界使用時間、検査間隔及び検査手順については、メンテナンス・マニュアル（「耐空性限界」については、航空局承認）を参照のこと。
- 注 4) カーゴ・フック、救助用ウインチ装置、床ハッチ、ラペリング装置、消火用タンク、サイド・マウント式サーチライト、ノーズ・マウント式サーチライト又は機外拡声装置(広報用)を装備した場合は、耐空類別が「特殊航空機 X」となる。詳細は当該追加飛行規程を参照のこと。
- 注 5) サービス情報として、航空局承認の技術通報（**SB**）及びその他のサービス情報等がある。